

年度経営計画

令和8年度

 岩手県信用保証協会

1 経営方針

(1) 業務環境

ア 岩手県の景気動向

日本銀行盛岡事務所による『岩手県金融経済概況（令和8年1月）』によれば、「最終需要の動きをみると、公共投資は、持ち直しの動きとなっている。設備投資は、増加している。個人消費は、緩やかに回復している。住宅投資は、減少している。この間、生産は、緩やかに回復している。雇用・所得環境は、緩やかに改善している。消費者物価（除く生鮮食品）は、引き続き前年を上回っている。」とし、「県内経済は、一部に弱めの動きもみられるが、持ち直している。」と分析している。

今後についても、個人消費が堅調に推移するほか、生産活動も強含みとなるなど、緩やかな回復局面になることが期待されているが、不安定な国際社会情勢、人手不足の問題等、不透明な状況もみられることから引き続き注意していく必要がある。

イ 中小企業を取巻く環境

社会経済活動はコロナ禍からの正常化が進む一方で、少子高齢化や人口減少の進展等の構造的な課題に加え、原材料価格、人件費の高騰等、依然として厳しい経営環境が続いている。

東北財務局盛岡財務事務所による『岩手県内経済情勢報告（令和8年1月）』によれば、企業倒産は「件数は前年を上回っており、負債総額は前年を下回って」おり、この先の政策金利引き上げに伴う借入コストの上昇も懸念される状況にある。加えて、昨今のエコノミストの見方として、現下の中東地域を含む国際情勢は先行き不透明であり、原油供給等が大きく下振れするなどの不確実性が高まっている。これにより、全般的なコスト負担増加や需給変動が予想されるため、今後の動向について緊張感をもって注視していくことが求められる、とされている。

また、県内の中小企業・小規模事業者（以下：「事業者」という。）の資金面の状況については、「新型コロナ関連保証制度」、「伴走支援型特別保証制度」等にて積極的に融資を受けた事業者も多く、急速に膨らんだ資金需要に一服感がみられるものの、一部事業者については、自動化・省力化、IT投資による生産性向上を志向し設備投資に着手する傾向もみられ、一定程度の新規融資需要が発生するとの見方もある。

(2) 業務運営方針

当協会は、中期事業計画（令和6年度～令和8年度）において、中期ビジョンを「寄り添う！支える！そしてともに走る！」と定め、基本方針を「すべては中小企業支援のために…」とし、3つのテーマ「1. 企業の持続的発展のため、金融・経営両面の一体型支援に取組みます。2. 創造的破壊により経営資源を企業支援に集中します。3. 職員が活き活きと働ける職場づくりを推進します。」と掲げ、

県内事業者の支援に取り組んでいくこととしている。

令和7年度においては、伴走支援型特別保証制度の終了による借換利用の減少やコロナ関連制度の償還等により、保証承諾額が計画見込比86.7%、保証債務残高が同98.5%となっているが、積極的な信用保証に継続して取り組んでおり、保証承諾は持ち直しの傾向にある。また、信用保証申込の電子化推進、生成AI・ファイル検索アプリケーションの導入、有価証券運用指針の制定及び代位弁済審査委員会の廃止など既存事業や業務プロセス、会議体について、業務の合理化、効率化の観点で検証し、見直し等に取り組んだことで、業務運営を取り巻く諸々の環境変化への組織の対応力がより一層高まり、「創造的破壊」に対する前向きな職員の意識醸成が進んでいる。

中期事業計画の最終年度に当たる令和8年度については、これまで以上に職員のパフォーマンスを上げ、組織全体として業務の質的向上に努め、中期事業計画の各項目についてこれまでの取組を結実させていくことが重要である。

また、企業支援への集中、諸施策を推進していくためには、職員のスキルアップやモチベーションの維持高揚が図られる職場環境の整備に取り組むとともに、デジタル化の推進等が重要との認識の下、以下のとおり重点課題の解決に向けた方策を積極的に講じる。

2 重点課題

【保証部門】

(1) 現状認識

コロナ禍に続く原材料高、人手不足を背景とする人件費増加といった経営コストの上昇など、県内事業者の経営環境は依然として厳しい状況が続いている。事業者の事業継続のため、金融機関、関係機関と連携した積極的な信用保証によるそれぞれの実情に応じた金融支援と、業績改善に向けての寄り添った経営支援とを、一体的に展開していくことが肝要となる。

業務運営にあたっては、限られた人的資源により金融・経営の一体型支援に注力していくため、引き続き業務フローの見直し等業務改善を図るとともに、事業者のニーズや社会的要請に応じた新たな保証制度の創設や既存制度改正の取組を進めていくことが重要である。

さらに、国が示す「経営者保証改革プログラム」の趣旨を踏まえ、経営者保証に依存しない融資慣行の早期確立に向け、経営者保証を付さない保証の取扱をより一層推進していく必要がある。

以上の認識の下、次の課題に取り組む。

(2) 具体的な課題

- ア 必要十分な信用供与
- イ 経営者保証に依存しない融資慣行の確立

- ウ 業務効率化による経営資源の集中
- エ ニーズに応える保証制度の創設

(3) 課題解決のための方策

ア 必要十分な信用供与

- (ア) 決算書徴求、企業訪問等により、県内事業者の実態、事業性、将来性を的確に理解した上で、「5ing」、「10ing」の短期継続型保証、比較的利便な県制度、不動産取得資金等に対応した長期保証制度などの利用拡大を推進していく。また、必要に応じ返済緩和の条件変更等柔軟に対応するとともに、経営支援策も提案し、持続的成長に導くための積極的な信用保証と経営支援の一体型支援を行う。
- (イ) 金融機関と一層の連携を図りながら、プロパー融資と協会付き融資でリスクを適切に分担する当協会独自の「連携支援協調パッケージ」及び「協調支援型特別保証」を引き続き推進する。
- (ウ) 認定経営革新等支援機関と連携し、事業者の経営状況の変化を早期に捉え、適時適切な経営支援等に繋げていくため、令和8年3月16日から施行された国の政策保証制度である「モニタリング強化型特別保証制度」の利用促進に取り組む。
- (エ) 金融機関、商工団体との懇談会、勉強会等をより一層活発に展開し相互理解を深めるとともに、取組方針、諸施策等にかかる認識の共有と具体的な協調行動へと繋げていく。

イ 経営者保証に依存しない融資慣行の確立

「経営者保証改革プログラム」の趣旨を踏まえ、事業者、金融機関に向けた効果的な周知と提案、要請を継続しながら経営者保証を付さない保証を推進する。

ウ 業務効率化による経営資源の集中

当協会独自の推進組織である「保証プロセス等検討委員会」において、引き続き、非効率化、形式化している業務の見直しを行うとともに、デジタル関連ツールの活用を促進し、保証業務及び付帯業務のデジタル化を推進する。

エ ニーズに応える保証制度の創設

事業者へのアンケート、金融機関との情報交換等を通じ事業者のニーズを適切に把握した上で、当協会の「保証制度検討委員会」を中核として、より利便性の高い制度や、地域課題、社会的課題の解決に繋がる制度の創設に向け、県、市町村等とも連携しながら取組むとともに、併せて既存制度の見直しを進めていく。

【経営支援部門】

(1) 現状認識

前述のような厳しい経営環境にある中、事業者単独では改善の糸口を見出すことが困難であることも多く、業況不振が加速し、事業継続をあきらめる事業者も高止まりしている。

当県経済の基盤を支える事業者の減少に歯止めをかけるため、事業者との様々な接点を通じて、事業者それぞれのライフステージにおける諸課題を確認した際には、当協会が主体となり、必要な支援を早期に提供し、より多くの事業者の経営改善に繋がるよう取組むことが必要である。

また、支援に際しては、経営課題を十分に整理した上で、必要に応じ各支援機関と連携しながら、適切な経営支援ツールを提供することが重要である。

以上の認識の下、次の課題に取り組む。

(2) 具体的な課題

ア 経営支援、再生支援の強化

- (ア) コロナ禍等で過大な債務を負った事業者への支援
- (イ) 創業から成長、再生（再チャレンジ）、事業承継に至る事業者のライフステージに応じた伴走支援
- (ウ) 東日本大震災で被災した事業者等への継続的支援
- (エ) 効果的な経営支援手法の深化
- (オ) 関係機関との連携協調体制の強化

(3) 課題解決のための方策

ア 経営支援、再生支援の強化

- (ア) コロナ禍等で過大な債務を負った事業者への支援
 - a 経営者との対話を通じた事業者の経営課題の把握・共有
これまでも積極的な企業訪問により経営者・事業者と対話を重ねてきたが、経営課題の把握・共有を深めるため、事業者からの即時的な財務データの提供を受けることができるような関係性強化を目指す。
 - b 適切な支援ツールの提供による課題解決支援
限られた人的リソースで最大限のパフォーマンスが図られるよう、支援ニーズの掘り起こしを効率化することや、経営課題を的

確に把握し、損益分岐点とそれを目指すための方向性及び潜在的な支援ニーズ等を「見える化」する必要がある。

そのため、支援ニーズの掘り起こしはダイレクトメールの活用等により効率化し、経営課題の把握や「見える化」は当協会独自の手法である「仮説・課題設定シート」の活用を進める。

効率化と見える化により事業者の経営課題の深堀りと共有を行い、その解決に向けた適切な支援ツールを提供する。

(イ) 創業から成長、再生（再チャレンジ）、事業承継に至る事業者のライフステージに応じた伴走支援

a 専門家派遣、よろず支援拠点、女性起業家支援チーム等の支援ツールを活用した積極的な創業支援

創業案件は、他の支援ツールと同様に創業者や創業予定者との対話を通じて経営課題の把握・共有を行い、創業計画の策定支援や金融機関紹介、(株)日本政策金融公庫（以下：日本公庫）との協調支援、及び専門家派遣、よろず支援拠点、女性起業家支援チーム等の支援ツールを活用した積極的な創業支援を行う。

創業後はフォローアップを実施し、早期に事業が軌道に乗るようきめ細かい支援を行う。

b 当協会独自の創業セミナー開催及び商工団体等の創業セミナーへの参画による創業機運の醸成

創業機運の醸成や創業予定者への支援施策の周知を図るため、当協会独自の創業セミナーの開催に加え、商工団体等が開催する創業セミナーにもより積極的に参画する。

c 岩手県事業承継・引継ぎ支援センターや日本公庫、（独法）中小企業基盤整備機構（以下：中小機構）等と連携した事業承継支援

事業承継案件は、平時から経営者が嫌がることにあえて踏み込めるだけの信頼関係の構築が一層重要となることから、様々な支援ツールの提供等を通じ日頃からの対話を深めながら、経営者との距離感を縮めた上で、岩手県事業承継・引継ぎ支援センター、日本公庫、中小機構等と連携した事業承継支援や、事業承継連携スキーム「つぐべ岩手」を活用した支援を行う。

d 岩手県中小企業活性化協議会（以下：活性協）や金融機関と連携した事業再生・再チャレンジ支援

過大な債務を抱えている事業者に対しては、状況に応じて抜本的な事業再生や再チャレンジ支援に早期着手できるよう金融機関、活性協と連携して対応する。

(ウ) 東日本大震災で被災した事業者等への継続的支援

a 被災事業者には定期的にフォロー訪問を行い、事業継続に必要な金融・経営支援を行う。

b 債権買取支援を受けエグジットを希望する事業者には、金融機関や岩手産業復興機構、(株)東日本大震災事業者再生支援機構等と連携し、適時適切なタイミングでリファイナンス支援を検討する。

(工) 効果的な経営支援手法の深化

a 経営支援の効果測定と検証及びフィードバックの実施

設定した指標、目標値に基づき経営支援の効果測定と検証（※）を行い、支援手法の継続的な見直しを適時的確に講じていく。

（※）検証方法は、専門家派遣を実施した事業者を対象に、①CRD 財務点数、②簡易営業キャッシュフロー、③アンケート結果の3指標で検証。

①と②は支援前後の決算を比較して増加、③は10点満点中7点以上を基準とし、2指標以上該当している場合に「支援効果あり」と判断する。

令和8年度は、令和6年度に専門家派遣を実施した事業者を対象に検証する。

b 重点支援先の検討を含めた経営支援スキームや支援手法の継続的な見直し

ターゲットング及び支援ニーズの掘り起こしによる重点支援先の選定や支援手法については、経営支援を行いながら検証し、経営支援スキーム上の更なる課題の抽出などを通じて、継続的な見直しを行っていく。

c 効果的な支援のための職員育成と経営支援スキルの質の向上

他の支援機関等を講師とした研修及び個社支援におけるOJTによる職員育成を行い、事業者に対しタイムリーかつ効果的な支援を提供できるよう経営支援スキルの組織的な質の向上を図る。

(オ) 関係機関との連携協調体制の強化

a 事業者支援関係のネットワークを活用した、支援機関等との連携強化

主務官庁、金融機関、商工団体及び当協会が主体となった事業者支援関係のネットワーク（いわて中小企業事業継続支援センター会議、経営サポート会議、BKミーティング等）を活用し、活性協・よろず支援拠点・岩手県事業承継・引継ぎ支援センター及び中小機構等の支援機関との連携を強化する。

個別事業者支援の際には、当協会が各支援機関の支援ツールを把握の上ハブ機能を担いつつ、ハンズオン支援で事業者と伴走しながらそれぞれの機関の強みを生かし、連携して効果的な経営支援の提供を図る。

b 事業者の各ライフステージにおける日本公庫との連携

日本公庫とは、創業資金や創業セミナー等のみならず、事業者それぞれの各経営局面に応じた金融支援、経営支援の両支援において連携し、事業者の事業活動の維持・向上と創業や事業承継などを支えていく。

【期中管理部門】

(1) 現状認識

前述のように県内事業者を取り巻く環境は厳しい状況にあり、条件変更は前年比を上回る高水準で推移するとともに、延滞・事故につ

いても高止まりの状況にあり、当面は同様の傾向が続くものと思われる。経営努力をしている事業者が事業継続を断念し、廃業、代位弁済に至ることがないように、これまで以上に金融機関との連携を密にしながら、業績、資金繰り悪化といった経営不振の予兆把握を早期に行い、資金繰り支援、経営支援を適切に実施していく必要がある。

以上の認識の下、次の課題に取り組む。

(2) 具体的な課題

- ア 金融機関との連携による期中管理の早期対応
 - (ア) 業績悪化先の予兆の早期把握
 - (イ) 条件変更を繰り返している事業者への対応

(3) 課題解決のための方策

- ア 金融機関との連携による期中管理の早期対応
 - (ア) 業績悪化先の予兆の早期把握
 - a 決算書の徴求はもとより、金融機関との情報共有体制の一層の強化により資金繰り悪化等の予兆を早期に捉え、適宜企業面談により実態を把握しながら事業継続に向けた条件変更等の資金繰り支援、経営支援を早期に実施する。
 - b 保証料未納事業者については、企業訪問等により未納原因を把握の上支援策を検討し、早期解決を図る。
 - (イ) 条件変更を繰り返している事業者への対応
 - a 条件変更を繰り返している事業者についても金融機関と定期的に情報共有を行うとともに、必要に応じて企業訪問により現状を把握し、事業継続意欲と改善の方向性を確認した上で、活性協等の支援機関の利用も含め、支援策を検討する。

【回収部門】

(1) 現状認識

コロナ禍で負った債務返済の本格化や経営コストの上昇により経営体力が少ない事業者の息切れ倒産が続く中で、弁護士への債務整理委任等による支払停止が約6割を占め、回収手段が乏しい求償権が多い。

こうした厳しい回収環境にあるが、回収が期待できる求償権については、代位弁済前における面談や資産調査等の初動対応を確実にを行い、回収方法の検討と着手を組織的に行うことが肝要である。

また、事業継続し誠実に返済を続ける債務者については、債務者自身の事業再生に対する意思と意欲を十分に確認の上、求償権消滅保証による金融取引正常化を図る。

同様に、誠実に弁済を履行してきた連帯保証人や高齢等のため早期解決を望む連帯保証人に対しても、全国信用保証会連合会が示す「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」を適切かつ柔軟に活用し、個人の生活再建と債権管理回収の両立を図る。

さらに、限られた人員の中で回収を最大化するためには、回収が期待できる求償権に注力するとともに債権管理事務の効率化が不可欠であり、事務内容の見直しやデジタル化による省力化を前向きに検討し進めていく必要がある。

以上の認識の下、次の課題に取り組む。

(2) 具体的な課題

- ア 迅速な対応による適切な回収と求償権管理
- イ 企業、個人の再生支援への取組
- ウ 求償権管理の効率化に向けた体制整備

(3) 課題解決のための方策

- ア 迅速な対応による適正な回収と求償権管理
 - (ア) 回収が見込まれる代位弁済予定事業者に対しては、代位弁済前に期中管理担当者と同行面談し、資産調査や代位弁済後の債務履行を促す等の初動対応を確実に行うほか、必要に応じて具体的回収方針を組織的に検討する。
 - (イ) 関係機関に対する情報提供手段を構築し、不動産処分による回収を促進する。
 - (ウ) 個々の状況に応じて、法的措置を早期に検討する。
- イ 企業、個人の再生支援への取組
 - (ア) 事業継続中の債務者の業況を把握し、早期に事業再生が見込める事業者については、関係部署や必要に応じて外部の支援機関と連携し、求償権消滅保証の活用による事業再生を推進する。
 - (イ) 求償権消滅保証の主担当を置き、回収担当からの相談対応、取組上の問題点整理及び企業支援担当者との調整を行い、求償権消滅保証の取組を推進する。
 - (ウ) 抜本再生や経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理の申出があった場合は、申出の内容に応じて積極的に対応する。
 - (エ) 関係人の実情に応じて、一部弁済による連帯保証債務免除ガイドラインを積極的に活用する。

ウ 求償権管理の効率化に向けた体制整備

(ア) 求償権実態調査書等のデジタル化による求償権管理事務の省力化、効率化を実行する。

(イ) 回収見込のない求償権債務者に対しては、速やかに管理事務停止を講じる。

また、管理事務停止事業者で求償権整理が可能となった事案は適宜手続を実施する。

(ウ) 求償権管理事務の効率性や管理コストを踏まえ、必要に応じて「期中・求償権管理事務処理要領」等諸規定の見直しを進める。

(エ) 新たな回収ノウハウ獲得や体制強化に向け、外部講師を招聘した勉強会の開催や、他協会の先進的な回収促進策等の情報収集を行う。

【その他間接部門】

(1) 現状認識

令和7年度については、令和6年度に引き続き部門横断的な業務の効率化を進めてきており、今後は「業務の充実化を図るフェーズ」へ移行していく必要がある。

昨年度から AI 等を導入し、現在は操作の習熟を優先させている段階にあるが、今後は資格取得奨励、内部研修受講のほか、日常業務での活用事例を横展開するなどし、業務の質の向上に努めていく方針である。

また、組織活性化のため、当協会のミッションや業務価値を再徹底の上、職員間、組織間の目線合わせを行い、全体のモチベーションを上げることに加えて、コミュニケーションの質の向上を図ることで、職員一人ひとりの成長を後押しできる風通しの良い職場づくりを行っていく必要がある。

加えて、当協会の公共的使命と社会的責任を果たすため、法令やルールを厳格に遵守し、誠実、公正な業務運営をすることが重要であることから、信用を失墜しないよう役職員一丸となって倫理意識の涵養、コンプライアンス態勢の維持・強化、反社会的勢力の排除に引き続き取り組んでいく必要がある。

(2) 具体的な課題

ア 組織の活性化

イ デジタル化推進と体制整備

ウ コンプライアンス態勢の維持・強化、反社会的勢力排除の徹底

エ 危機管理態勢の維持・強化

(3) 課題解決のための方策

ア 組織の活性化

- (ア) 業務プロセスの最適化の取組により、既存業務の発展・深化や正確性・迅速性向上に留まらず、ニーズに即した新たな業務（創造的業務）へのリソースシフトを推進する。
- (イ) 職員個々の個性・能力を前向きに評価し尊重し合い、積極的に新規業務にチャレンジできる職場環境の整備を行う。
- (ウ) 職員が心身ともに健康な状態で業務へ取組むためのメンタルサポートを行う。

イ デジタル化推進と体制整備

- (ア) 役職員のデジタルリテラシーのより一層の向上を図る。
- (イ) データ分析の精緻化等、デジタル技術の活用による業務品質の向上を図る。
- (ウ) neoAI（生成 AI システム）や Quicksolution（ファイルサーバー検索システム）等導入したデジタル関連ツールの効果的な利活用を進める。

ウ コンプライアンス態勢の維持・強化、反社会的勢力排除の徹底

- (ア) コンプライアンス・プログラムに基づきコンプライアンス委員会やコンプライアンス担当者会議を開催し、コンプライアンス態勢の維持・強化を図る。
- (イ) 反社会的勢力からの介入防止、不当要求を排除するため、関係機関からの情報収集・周知・研修を行う。
- (ウ) コンプライアンス・チェックシート等調査実施、結果周知により職員の倫理意識の涵養と倫理的な組織風土の構築を図る。
- (エ) コンプライアンスをテーマとした職場内研修を実施するよう促すとともに、コンプライアンスマガジンの発行による啓発活動を行う。

また、ハラスメント対応等、コンプライアンスをテーマとした内部業務研修会を実施する。

- (オ) 個人情報保護について、規程に基づく個人データ取扱点検の年間計画を策定し、実施・集約管理し、情報漏洩の防止に努める。
- (カ) コンプライアンス・マニュアル、コンプライアンス関連マニュアルに関して、必要に応じて変更を実施する。

エ 危機管理態勢の維持・強化

- (ア) 事業継続計画（BCP）に基づく訓練を実施する。
- (イ) デジタル化の進展に対応し情報セキュリティの強化を図る。

3 事業計画

(単位：百万円、%)

	金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
保証承諾	70,000	93.3	107.7
保証債務残高	260,000	94.9	96.3
保証債務平均残高	265,000	94.6	95.6
代位弁済（元利）	3,500	87.5	84.1
実際回収（元損）	500	94.3	93.5
求償権残高	1,160	101.6	102.5

積算の根拠（考え方）

<保証承諾>

伴走支援型特別保証の終了により既存債務の借換への柔軟な対応が難しいため、借換利用が減少し保証承諾は前年計画額を下回ることが見込まれるものの、短期継続支援型保証や低利の県制度での長期保証、国の新たな政策保証制度「モニタリング強化型特別保証制度」等、償還力に応じた各種保証制度を活用した組立を提案しながら積極的な信用保証に取組む方針であり、70,000百万円（前年度計画比93.3%、対前年度見込比107.7%）の計画とした。

<保証債務残高>

コロナ関連制度の償還により、保証債務残高は減少基調が続くものと見込まれるが、金融機関と連携した積極的な信用保証、必要十分な信用供与に取組み、返済緩和等の条件変更にも柔軟に対応しながら、経営支援を適切に実施の上、保証債務残高の減少幅の縮小を目指し、260,000百万円（前年度計画比94.9%、前年度見込比96.3%）の計画とした。

<代位弁済>

コロナ禍を経て過剰な債務を抱え、長期化する原材料高等コスト高騰と人手不足等により、県内中小企業者の厳しい経営環境は続くことが予想されるものの、金融機関と連携し業況悪化先の予兆を早期に把握したうえで期中支援、返済緩和等の条件変更への柔軟な対応、適切な経営支援に取組み、代位弁済の抑制に努めることとし、全体として3,500百万円（前年度計画比87.5%、前年度見込比84.1%）とした。

<実際回収>

前年度代位弁済は弁護士への債務整理委任等による支払停止が約6割を占め厳しい回収環境にあるが、回収が期待できる求償権については代位弁済前初動対応を確実に実行し、回収方法の検討と着手を組織的に行う。また、事業継続し誠実に返済を続ける債務者については、求償権消滅保証による金融取引正常化を図る。同様に経営者保証ガイドラインや一部弁済による連帯保証債務免除ガイドラインを適切かつ柔軟に活用し、個人の生活再建と債権管理回収の両立を図ることとし、500百万円（対前年度計画比94.3%、対前年度実績見込比93.5%）の計画とした。

4 収支計画

(単位：百万円、%)

	金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比	保証債務 平残比
経常収入	3,355	101.3	100.4	1.27
保証料	2,544	95.9	95.4	0.96
運用資産収入	361	121.5	111.8	0.14
責任共有負担金	401	137.8	137.3	0.15
その他	48	68.6	81.4	0.02
経常支出	2,531	99.1	106.3	0.96
業務費	1,201	107.0	109.3	0.45
借入金利息	0	-	-	0.00
信用保険料	1,325	92.8	103.7	0.50
責任共有負担金納付金	0	-	-	0.00
雑支出	5	100.0	100.0	0.00
経常収支差額	824	108.9	95.9	0.31
経常外収入	5,993	96.0	95.4	2.26
償却求償権回収金	46	68.7	93.9	0.02
責任準備金戻入	1,965	98.3	98.5	0.74
求償権償却準備金戻入	343	89.1	93.7	0.13
求償権補てん金戻入	3,639	96.0	93.9	1.37
その他	0	-	-	0.00
経常外支出	6,182	97.7	95.0	2.33
求償権償却	3,925	95.5	93.8	1.48
責任準備金繰入	1,965	103.4	100.0	0.74
求償権償却準備金繰入	279	90.9	81.6	0.11
その他	13	108.3	81.3	0.00
経常外収支差額	△ 190	223.5	85.6	△ 0.07
制度改革促進基金取崩額	0	-	-	0.00
収支差額変動準備金取崩額	0	-	-	0.00
当期収支差額	634	94.2	86.0	0.24
収支差額変動準備金繰入額	317	94.3	86.1	0.12
基金準備金繰入額	317	94.1	86.1	0.12
基金準備金取崩額	0	-	-	0.00
基金取崩額	0	-	-	0.00

積算の根拠（考え方）

- 保証料については、前年度と比較し、一般保証の利用が増加することを想定して算出した。
- 運用資産収入は、現在の金利情勢を勘案し、利回りが増加するものとみて算出した。
- 責任共有負担金は、前年度上期確定額と責任共有代位弁済実績に負担割合を乗じた下期見込額を合算して算出した。
- 業務費については、予想される人件費、物件費を個別に積算して算出した。
- 「信用保険料」については、保証料と同様に一般保証の利用が増加すること等を勘案し算出した。
- 責任共有負担金納付金は、責任共有負担金受領見込額に対し平均填補率、支払保険料等を考慮し算出した。
- 償却求償権回収金は、実際回収が前年度より減少する見込みであることから、前年度を下回るものとして算出した。
- 求償権補てん金戻入は、保険金受領見込額、損失補償金の振替額分を考慮し、算出した。
- 求償権償却は、代位弁済計画額及び求償権回収計画額から算出した。
- 責任準備金繰入は、期末保証債務残高見込を「正常債務」、「条件変更債務」、「事故債務」、「実質代位弁済債務」に分類し、所定の割合を乗じて算出した。
- 求償権償却準備金繰入は、代位弁済計画額及び求償権回収計画額を基に所定の割合を乗じて算出した。

5 財務計画

(単位：百万円、%)

		金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
年度 金融 中機 関出 入等 ん負 担・ 金	県	0	-	-
	市 町 村	0	-	-
	金融機関等	0	-	-
	合計	0	-	-
基金取崩		0	-	-
基金準備金繰入		317	94.1	86.1
基金準備金取崩		0	-	-
期末 基本 財産	基金	9,507	100.0	100.0
	基金準備金	15,481	101.8	102.1
	合計	24,988	101.9	101.3

制度改革促進基金取崩	0	-	-
制度改革促進基金 期末残高	0	-	-

収支差額変動準備金繰入	317	94.3	86.1
収支差額変動準備金取崩	0	-	-
収支差額変動準備金 期末残高	10,041	104.7	103.3

(単位：百万円、%)

		金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
国からの財政援助		0	-	-
基金補助金		0	-	-
地方公共団体からの財政援助		421	60.0	101.7
保証料補給 (「保証料」計上分)		280	44.8	102.6
保証料補給 (「事務補助金」計上分)		10	66.7	90.9
損失補償補填金		96	228.6	95.0
事務補助金 (保証料補給分を除く)		0	-	-
借入金運用益		35	175.0	120.7

積算の根拠（考え方）

<基本財産の造成>

平成 18 年度から県・市町村の出捐金及び金融機関の負担金は要請を見合わせており、基本財産は収支差額による自己造成に努める。

<地方公共団体からの財政援助>

保証料補給（「保証料」計上分）は、前年度の実績見込値を基に算出した。

保証料補給（「事務補助金」計上分）は、預託方式による運用益以外の部分を見込んだ。

<損失補償補てん金>

代位弁済計画に基づき算出した。

<借入金運用益>

借入金見込と預金金利の動向を基に算出した。

6 経営諸比率

(単位：%)

項目	算式	比率	対前年度計画比 増減	対前年度 実績見込比増減
保証平均料率	保証料収入／保証債務平均残高	0.96	0.01	0.00
運用資産収入の保証債務平残に対する割合	運用資産収入／保証債務平均残高	0.14	0.03	0.02
経費率	経費【業務費＋雑支出】／保証債務平均残高	0.46	0.06	0.06
(人件費率)	人件費／保証債務平均残高	0.25	0.02	0.02
(物件費率)	物件費【経費－人件費】／保証債務平均残高	0.20	0.03	0.03
信用保険料の保証債務平残に対する割合	信用保険料／保証債務平均残高	0.50	△ 0.01	0.04
支払準備資産保有率	(流動資産－借入金)／保証債務残高	15.51	0.79	0.49
固定比率	(事業用不動産＋建設仮勘定)／基本財産	3.40	△ 0.34	△ 0.17
基金の基本財産に占める割合	基金／基本財産	38.05	△ 0.70	△ 0.49
求償権による基本財産固定率	(求償権残高－求償権償却準備金)／基本財産	3.38	△ 0.03	0.18
		1,160	/	
基本財産実際倍率	保証債務残高／基本財産	10.40		
代位弁済率	代位弁済額(元利計)／保証債務平均残高	1.32	△ 0.11	△ 0.18
回収率	回収(元本)／(期首求償権＋期中代位弁済(元利計))	0.94	△ 1.54	0.22

(注) 1. 基本財産とは、決算処理後のものとする。

2. 基本財産固定率欄の下段には、計算根拠となる各年度末ごとの求償権残高の実数(単位：百万円)を記入する。

